

株式会社 水原スイミングスクール規約

- 第1条 **【名称】**
本スクールは株式会社水原スイミングスクールという。
- 第2条 **【所在地】**
本スクールの所在地は新潟県阿賀野市学校町 10 番 7 号に置く。
- 第3条 **【経営主体】**
本スクールは株式会社水原スイミングスクールが経営する。
- 第4条 **【目的】**
本スクールは教育的配慮をもとに専任コーチによる一貫した水泳指導を行い、水泳に対する正しい理解と関心を深め、合わせて健康な心身を育成し、スポーツの振興をはかり、円滑な人間関係を作ることを目的とする。
- 第5条 **【入会資格】**
本スクールに入会できる者は、各コースに定められた資格に該当し、本スクールの趣旨に賛同し、規約に同意した者とする。ただし、心臓病、脳疾患、てんかん、または卒倒性体質者、強度の高血圧・低血圧の者、伝染病、暴力団関係者、その他反社会勢力、身体に刺青、タトゥーを入れている者は入会できない。また、入会後に発覚した場合は会員資格を失う。(除名)
- 第6条 **【指導日程】**
会員は、年間スケジュールに基づいて、コースごとに定められた曜日、時間の中で指導を受けるものとする。
- 第7条 **【指導内容】**
本スクールは、各クラスに応じた指導内容を置く。個別の指導内容についてはヘッドコーチ及びコーチにて決定する。
- 第8条 **【入会】**
入会希望者は、別に定める入会申込書及び金融機関口座振替依頼書に必要事項を記入の上署名捺印し、入会金、年会費、初月度会費を添えて提出すること。尚、医師の許可が必要なのは診断書の提出を必要とする。
- 第9条 **【休会・退会・コース変更】**
休会・退会またはコース変更をする場合は、前月の 15 日までに所定の用紙にて届け出なければならない。ただし、その日が休館日の場合、翌営業日とする。また、休会期間中は別に定める休会費を納入しなければならない。
- 第10条 **【会費】**
毎月の会費は前納制とし、前月の 26 日に金融機関から自動引き落としにより納入する。(金融機関休業日の場合は翌営業日) 残高不足等で引き落としできなかった場合、前月末日までにフロントに現金で納入しなければならない。一旦納入した入会金、年会費、月会費、休会費等はその理由にかかわらず返金しない。
- 第11条 **【会員の遵守事項】**
会員は、次の事項を遵守しなければならない。
(1) スクール内では、すべての職員の指示に従い、ルールを守ること。
(2) 秩序を守り、他に迷惑をかけないように努めること。
(3) 来館時に貴重品や多額の現金を持ち込まないこと。
- 第12条 **【除名】**
本スクールの会員としてふさわしくない行為のあるものは、協議によって除名することがある。
- 第13条 **【管理責任】**
本スクール内及び駐車場で発生した事故、盗難においては一切の責任を負わない。ただし、本スクールにおいて定めた授業時間内で本スクールの責任と認められる事故については、本スクールが加入する保険金内で保証し、それ以上の責任は負わない。
- 第14条 **【個人情報】**
本スクールは、会員から取得した個人情報について、スクール指導管理及びスクール運営にかかわる業務以外の目的には一切使用しない。
- 第15条 **【規約の改定】**
本規約の改定は、本スクールが必要に応じてこれを行うことができるものとし、会員は予めこれに同意するものとする。
- 第16条 **【発効】**
本規約は、令和 6 年 1 月 4 日より発効する。